

茨城、昭53不2、昭53.10.19

命 令 書

申立人 結城チューナー労働組合

被申立人 結城チューナー株式会社

主 文

被申立人結城チューナー株式会社は、申立人結城チューナー労働組合の申し入れている団体交渉に、誠意と責任をもって速やかに応じなければならない。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 申立人結城チューナー労働組合（以下「組合」という。）は、ほぼ全従業員をもって組織されていたが、昭和53年2月23日の執行委員長改選後組合員は減少し、昭和53年4月本件申立時においては、約50名前後の組合員が存在していたようである。また、昭和53年3月26日に茨城県労働組合連盟に加盟した。

(2) 被申立人結城チューナー株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地（編注、茨城県結城市）に本社及び工場を置き、カーラジオチューナーの製造を業とする会社であり、従業員数は、昭和53年4月時点で約230名である。

2 団体交渉申入れと交渉の経緯

(1) 昭和53年2月27日付組合からの執行委員長A1に対する解雇予告の撤回についてのあっせん申請に基づき、3月9日、当委員会は、あっせんを行い、当事者双方に、解雇理由が不十分であり、不明確であるので解雇を撤回すること、という内容の

勧告を行った。

- (2) 3月10日、組合は、会社に「3月9日付地労委勧告内容について」を議題とする団体交渉を文書により申し入れたが、会社は、その申入書を受け取らなかった。
- (3) 3月11日、組合は、会社に上記団体交渉申入書と同内容の文書を書留内容証明郵便で送付したが、会社は、この郵便物の受領を拒絶した。
- (4) 3月27日、組合は、会社に団体交渉申入書の受け取りを電話で催促したが、会社は、同申入書を受け取れない旨答えた。
- (5) 3月29日、組合は、会社に「①執行委員長の解雇撤回について ②組合活動必要条件について」を議題とする団体交渉申入書を書留内容証明郵便で送付したが、会社は、この郵便物の受領を拒絶した。
- (6) 4月3日、組合は、会社を被申立人として、執行委員長の解雇問題を議題とする団体交渉の応諾を求めて、当委員会に不当労働行為救済申立てを行った。
- (7) 4月11日の本件審査委員による団体交渉開催の勧告を受け、4月17日、前記(5)の組合申入れ事項について団体交渉が行われた。

この交渉において、執行委員長の解雇問題については、会社は、現在、労働委員会に不当労働行為事件として係属中なのでそこで行いたい旨主張し、これに対し、組合は、早急な労使関係正常化のために、この団体交渉の場において話し合うべきであると主張するなど、労使双方が、見解を表明し合った。

組合活動必要条件については、部分的ではあるが、次の合意が成立した。

- ① 組合活動に伴う会社施設及び什器類の借用について、事前に会社に届け出ること
で会社は使用を認める。
 - ② 組合掲示板については、現在、食堂内に上下2枚あるが、そのうち下の1枚を昭和53年5月10日から撤去する。
- (8) その後、4月19日、5月1日、5月19日及び5月26日と、組合は、会社に4月17日に行われた団体交渉の未解決事項その他について口頭又は文書で団体交渉の申入れを行ったが、会社は、団体交渉要員である役員が①業務上の都合で時間がとれない ②

病気療養のため出社できない等の理由で団体交渉に応じなかった。

- (9) 6月16日、当委員会は、公益委員会議において下記の内容を主な内容とする実効確保の措置勧告をすることを決定し、同月19日会社に勧告書を交付した。

記

答弁書によれば、既に昭和53年4月17日に団体交渉が行われているため、被申立人の従来の団体交渉拒否理由（糾弾的団体交渉には応じられない。）は解消しており、さらに、申立人の団体交渉申入れも、4月17日開催の団体交渉の継続であると確認できるので、被申立人は申立人の団体交渉申入れに速やかに応じること。

- (10) 7月11日、会社は、組合に翌12日に団体交渉に応じる旨回答した。

7月12日、組合は、団体交渉を行うべく交渉要員として11名が会社事務所を訪れたところ、会社は、会社の交渉要員は4名であるので組合も同数程度にしてほしいと組合に申し入れた。組合がこの申入れに同意しなかったため、交渉要員について物別れとなり、結局団体交渉に入れなかった。

- (11) 7月24日、会社は、組合に「①団体交渉ルール確立の件 ②組合申入事項」を議題とする団体交渉を7月26日17時30分から1時間の予定で開催したい旨申し入れた。

- (12) 7月26日、団体交渉が行われた。この交渉において交渉要員は6名程度にすることで了解に達したものの、会社が、①執行委員長のA1を2月に解雇したので、同人は従業員ではなく、組合規約によると、組合は、会社従業員で構成するものとされていることからみて、同人は組合員でも執行委員長でもない ②組合とのチェック・オフ協定により6月及び7月現在、会社が給料から組合費を控除しているのは1名であるので、組合は団体性の要件を欠き当事者能力がない旨主張したため、この点についての交渉で予定の交渉時間である約1時間が経過し、組合申入事項についての交渉は行われなかった。

その後、交渉は行われていない。

第2 判断

1 当事者の主張

(1) 申立人組合の主張を要約すると次のとおりである。

ア 本件申立時においては、会社は、執行委員長 A 1 の解雇に関する団体交渉中入書の受取りを拒絶し、団体交渉を一切拒否する態度を取っている。

イ その後、①会社は、本件申立後 2 回交渉に応じたが、誠意のある交渉を行っていない ②会社は、本件申立後に申し入れた団体交渉にも、前記 2 回以外は応じていない ③会社は、組合の交渉要員の資格及び組合の団体性を否認し、このことを新たな理由として団体交渉を拒否する態度を取り続けている。

(2) 被申立人会社の主張を要約すると次のとおりである。

ア 昭和53年 5 月 9 日付答弁書においては、①申入れのあった団体交渉が会社糾弾的集会を意図するものと推測されたので、これら申入書の受領を拒否したものであって、団体交渉の資格と権限を有する者との団体交渉を拒否する意思はない ②その後、糾弾的集会ではなく通常の団体交渉を申し入れている旨が確認できたので、4 月17日に団体交渉を開催しているので、本件申立ては、その必要性を欠くものとして棄却されるべきである。

イ その後、①組合の規約によれば A 1 は解雇された時点で組合員資格もなく、かつ、執行委員長でもない。さらに執行委員長選任手続が組合規約に反しているの
で A 1 は執行委員長の資格を有していない ②組合員が 1 名であるので、組合は団体性の要件を欠き、この組合が申し入れてきた団体交渉に応ずる必要はない
③ 7 月26日に団体交渉を開催しているの
で、本件申立てはその必要性がない。

2 団体交渉拒否についての判断

(1) 労働組合法第 7 条第 2 号が正当な理由のない団体交渉の拒否を不当労働行為として禁止しているが、形式的な交渉に終始し、誠意のない交渉もまた団体交渉の拒否と目すべきである。

使用者にとって誠意のある交渉とは、自らの主張について十分な資料を提示し、可能な限りの時間をかけ、労働組合側の主張についてもこれを参考にし、妥協点を見つけるよう努力することを意味すると考える。もちろん、労働組合の主張を認め、譲歩

しなければ労働組合法第7条第2号に該当するというわけではないが、労働組合の要求、主張については一切これを認めず、自己の主張を相手に押し付けるという態度を取り続けることは、誠意ある団体交渉とはいえない。他方、労働組合が団体交渉において使用者側の譲歩を得られなかったからといってそれがすべて労働組合法第7条第2号に該当するものとはいえない。団結権の誇示、争議権の行使によって使用者の譲歩を求める方法も保障されているのであり、労働組合の団結力の弱さ、交渉力の弱さがすべて不当労働行為として救済されるわけのものでもない。

以上の観点から、労使の主張について判断する。

- (2) 4月17日に行われた団体交渉においては、組合活動上の必要条件について一部合意に達したが、執行委員長A1の解雇問題については、会社は、不当労働行為事件として係属中なので、この問題を団体交渉の対象にしない旨主張するのみであった。さらに、その後、組合は、再三にわたり4月17日の団体交渉の未解決事項その他について団体交渉を申し入れているが、業務上の都合等により交渉は行われていない。

以上から、会社が誠意をもって団体交渉に応じようとしたか否かについて疑わしい点があり、特に、4月17日の交渉については誠意性の点において不十分であったことは否定できない。

- (3) 会社は、糾弾的団体交渉には応じられないとするが、3月11日付及び3月29日付の内容証明郵便による団体交渉申入書は、いずれも通常の団体交渉申入れである。また、この点について、組合は、6月16日、当委員会において、組合が申し入れている団体交渉は糾弾的内容のものではない旨確約した。そこで、当委員会は、同日、会社は、団体交渉に応ずるよう実効確保の措置勧告を決定したのである。
- (4) しかし、その後も会社は団体交渉に応ぜず、7月26日に至ってようやく団体交渉が行われた。その前の7月12日に団体交渉が行われる予定であったが、同日の話し合いは、短時間にしかも交渉要員を4名にするか否かのいわば団体交渉の窓口的交渉に終始しており、7月26日の団体交渉についても、会社は時間を1時間に限定し、会社は、①A1は組合員資格及び執行委員長資格がないこと ②組合員が1名である

ので組合には当事者能力がないこと等を理由として、団体交渉拒否に正当理由のあることを強調している。

以下この点について判断する。

A 1 は 2 月に解雇されているが、この問題について組合及び同人が、当委員会に不当労働行為救済を申し立てて（昭和53年（不）第1号事件）現在係属中であり、また被解雇者を組合員にするか、さらに組合役員に選任するかは、まさに労働組合が自主的に決定すべき事項である。

したがって、執行委員長 A 1 に従業員資格がないことをもって、団体交渉拒否の正当理由とは認めるわけにはいかない。

次に、会社は、昭和53年2月23日の組合大会における A 1 執行委員長の選出手続に疑義があり、そのため多くの組合員が執行委員長とは認めていないという事実があることを主張し、同人の交渉要員の資格及び組合の労働法上の資格を否定しようとするのであるが、組合は、当委員会により、昭和53年10月2日、労働組合の資格審査の結果、適格性を認められているのであり、さらに、会社の主張は、組合内部運営上の問題であり、それをもって団体交渉拒否の正当理由とみなすことはできない。

また、組合員としてチェック・オフを受けている従業員は1名であり、組合は存在しないという理由については、少なくとも、チェック・オフを受けている当該従業員と2月に解雇されている A 1 執行委員長の2名は組合員であり、組合としての実体は存するといえる。さらに、組合は、従業員の中に匿名の組合員が数人存在すると主張する。しかし、それらの氏名については、会社から不利益取扱いを受ける可能性があるため公表できないという。相当数の組合員が急激に減少していること及び従来の会社の労務政策等からみて、匿名組合員の存在は予測できるのである。いずれにしても組合は存在するのであり、組合に当事者能力がないとして団体交渉を拒否することはできない。

以上の点から7月26日の団体交渉についても会社は誠意のある交渉を行ったとは認められない。

3 主文について

申立人組合は、4月3日の申立書において、被申立人は申立人が昭和53年3月10日付及び3月27日付でなした執行委員長A1の解雇に関する団体交渉の申し入れに速やかに、かつ誠意をもって応じなければならない、という救済内容を求めているが、その後の経過からみて、団体交渉対象事項は拡大している。すなわち、A1の解雇問題のみならず組合活動必要条件、交渉ルールなどを団体交渉の対象としているのである。

なお、すべての問題はA1の解雇問題に端を発しているのであるが、本件申立て後、既に約半年の経過のなかで、団体交渉対象事項は、当初の申立ての範囲をこえており、かつ、会社は一貫して誠意のある交渉を拒否し続けている。

また、代表取締役は、一度も団体交渉の席に出ず、当委員会の審問においても出席していない。

これらの事情からみて、会社は組合の団体交渉申し入れに対して速やかに誠意、かつ責任のある対応をなすことが、公正な労使関係の確立のために必要と考えるので、主文のように命令する。

第3 法律上の根拠

以上のとおりであるので、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条の規定により主文のとおり命令する。

昭和53年10月19日

茨城県地方労働委員会

会長 桜井 武雄